

こ 子どもの役に立つ

ちく し の し

筑紫野市

こ じょう れい

子ども条例

筑紫野市には、子どもを取り巻く様々な問題を解決するために
「筑紫野市子ども条例」があります。

この条例をきっかけに、みんなで子どもの権利について考えてみましょう。

にん げん たい せつ こ けん り

人間として大切な子どもの権利

「筑紫野市子ども条例」は以下の4つの権利が守られるように作られています。

い けん り

生きる権利

生命が守られ、愛情と理解をもって育てられる権利です。健康に配慮され、病気になったら治療を、疲れたら休むことができます。また、平和で安全な環境の中で生活することができます。

さん か けん り

参加する権利

自分の意見を持ち、社会に参加できる権利です。子どもに関わる施設の運営に子どもの意見が生かされる機会があります。子どもであるという理由で、意見を無視されたり不当な扱いを受けることはありません。

そだ けん り

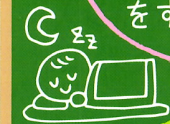
育つ権利

自分にとってふさわしいやり方で学び、自分に役立つ情報を知ることができる権利です。さまざまな文化・芸術・スポーツに触れることができます。また、自分の考えを持つことができ、個性や人格が尊重されます。

まも けん り

守られる権利

身体的・精神的・性的暴力などから守られる権利です。あらゆる形態の差別をうけません。また、自分に関する情報が不当に収集され、利用されません。子どもの幸せをうばい、利益を得るようなことから守られます。



筑紫野市子ども条例とは…

筑紫野市にも、子どもに対する虐待・いじめ・不登校など子どもを取り巻く問題があります。

- ① これらの問題を子どもたち・家族・地域社会で協力して解決するため
- ② 問題が起きないように学校や家庭で支援するための仕組みをつくるため
- ③ 子どもの権利が侵害されたときの相談・救済の仕組みをつくるため
- ④ 市民(子どもも大人も)の人権が尊重されるまちにするため

この条例を作成しました。



子ども条例の基本的な考え方って？

この条例では、子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりを、次の考え方を基本に進めます。

子どもの最善の利益を第一に考えます。

子ども一人ひとりを権利の主体として尊重します。

子どもの自尊心・感情が育まれるよう配慮します。

子どもの成長・発達に応じた支援をします。

子どもと大人との信頼関係を基に地域社会全体で推進します。



困ったり、悩んでいるときは…

「いじめられている」「友達との関係」など困っていることはありませんか？まわりに困っている人はいませんか？一緒に考えてくれる人がいます。ひとりで悩まないで、相談しましょう！

※ヒミツはかならず守ります

● 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189

● 家庭児童相談室 ☎ 921-1308 月～金曜日 9:00～16:00

● 子どもの権利救済委員 ☎ 923-1111 月～金曜日 9:00～16:00
(子育て支援課子育て支援担当)

● ヤングテレフォンちくしの ☎ 923-7773 月～土曜日 10:00～18:00

※ヤングテレフォンちくしのは、メールでの相談も受け付けています。詳しくは「ヤングテレフォンちくしの」で検索してください。

ほかにも、
学校の先生や
地域の児童委員
などにも
相談できるよ

